

基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置のご案内

横浜みどり税条例の施行（平成21年4月1日）に伴い、500㎡以上の建築物敷地で、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と10年間保全する契約を締結すると、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税が軽減される制度ができました。

1 条件

- ① 建築確認の敷地面積が500㎡以上の建築物敷地であること（集合住宅や企業も対象となります）。
- ② 敷地面積に占める緑化面積の部分が、基準となる緑化率（※1）に加え、さらに5%以上緑化されている敷地であること。（※2）
- ③ 平成25年12月31日までの間に、緑化部分全体を10年間保全する契約を本市と締結すること。（※3）

- ※1 基準となる緑化率は、建築物の用途により異なります。なお、**個人宅・共同住宅の基準は5～10%です。**
- ※2 緑化を証明する横浜市建築物緑化認定証を取得していただきます。
- ※3 契約できるのは、**建物の所有者又は管理者**です。

2 軽減内容

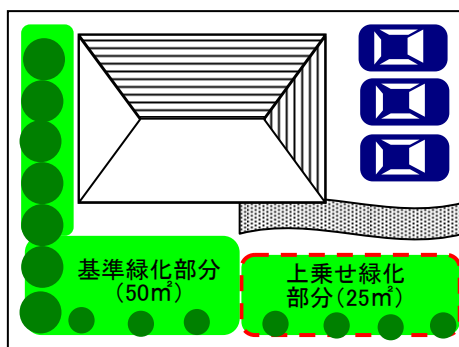
- 基準を超えて緑化している部分（上乘せ緑化部分）の税額の4分の1が軽減されます。

3 軽減期間

- 当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分（25年中に契約いただいた場合、26年度から税が軽減されます。契約締結は、25年12月末で終了となります。）

4 参考

- 事例：敷地面積500㎡／緑化基準10%／実際の緑化面積75㎡



<主な要件>

- ・ 基準緑化部分：50㎡（敷地の10%）
- ・ 上乘せ緑化部分：25㎡（5%以上に適合）
- ・ 緑化部分全体：10年間の保全契約締結

<軽減対象面積>

- ・ 25㎡（全体緑化75㎡－基準緑化50㎡）

<軽減額>

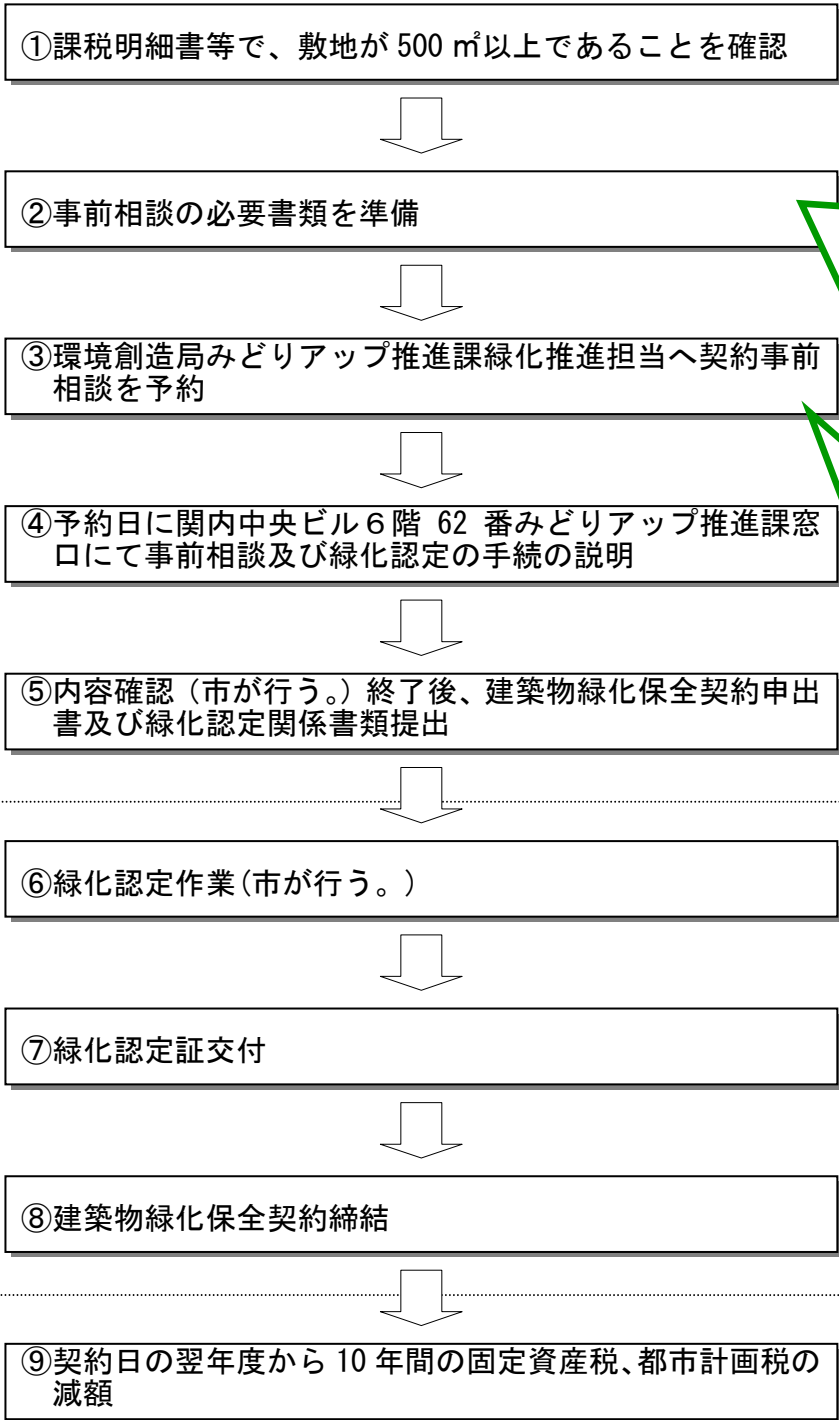
- ・ 25㎡に相当する税額の4分の1が軽減対象となります。

※対象となる緑化は地上部のみで、屋上・壁面等は対象となりません。

【相談窓口・お問い合わせ】

相談受付は平日の午前中となっています。予約制となっていますので、あらかじめご予約ください。
 横浜市 環境創造局 みどりアップ推進課 電話：671-3447
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 関内中央ビル6階（JR・横浜市営地下鉄関内駅）

固定資産税等の軽減措置までの手続の流れ



- 【事前相談必要書類※】**
- 課税明細書
 - 公図（閲覧図も可）の写し
 - 現況の写真
（違う角度から全体が分かる様、数枚）
 - 建築確認申請書一式
- ※共同住宅の管理組合が申請者となる場合は、市と契約をすることについて住民の同意が得られていることを証明する書類（総会の議事録の写しなど）が必要になります。

- 【電話番号】** 045-671-3447
- 電話は、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時15分まで受付をしています。
 - 事前相談窓口は、月曜日から金曜日までの午前中に行っています。

10月上旬まで

12月末まで

年内の契約をご希望される場合は、10月上旬までに⑤まで、12月末までに⑧までの手続を進めてくださいますようお願いいたします。

（⑥緑化認定の際に敷地の植栽図面を作成していただく必要があるため、時間に余裕をもってお申し込みください。）

宅地内の農業用施設用地に対する 固定資産税等の軽減のご案内

「農業用施設を10年間継続して使用」「所有農地等を10年以上耕作」する契約を横浜市と締結した場合、住宅敷地内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税が10年間、概ね10分の1に軽減されます

- ・契約年の翌1月1日を賦課期日とする年度から10年間です
- ・一般の農業用施設用地と同等に扱われ、その差額相当額が軽減されます

● 対象者 ●

● 1,000㎡以上耕作を行っている農家

- ・市街化調整区域の農地と生産緑地に限り、また、区画貸農園や家庭菜園は含みません
- ・県知事の勧告書が発行されている違反転用農地の所有者は対象となりません



● 対象施設 ●

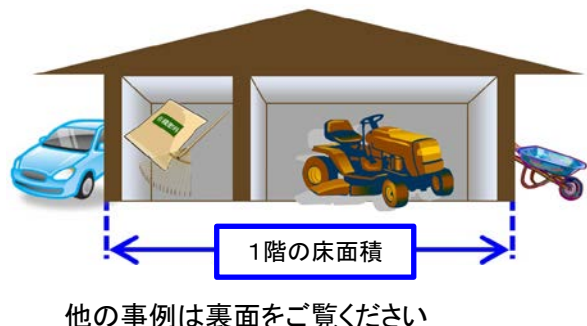
- ・自らが所有する宅地に建っている農業用施設であること
- ・農業専用部分が延床面積の半分以上を占めること
- ・農業用以外の使用がある場合、壁等で仕切られていること
- ・2階建て以上の場合、1階は農業専用に使われていること

- ・当該土地の登記地目が農地である場合は転用手続きが必要です
- ・農業用以外の使用がある場合、使用形態に応じて指定面積が減少します

① すべて農業用に使用している 農業用施設



② 軒下に農業用以外のものを 置いている農業用施設



● 申し込み ●

受付：提出書類（裏面参照）をそろえ
農協支店へ提出してください

期間：平成25年3月18日～3月29日

● 特定農業用施設の指定イメージ ●

①②…表面に記載

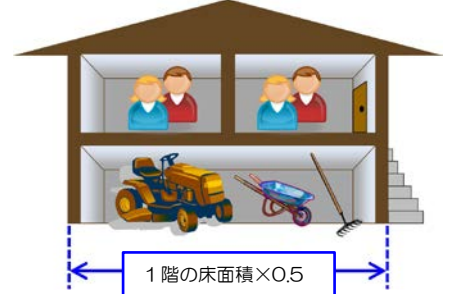
③平屋で一部農業用以外のものを置いている部屋がある農業用施設



❌ 次のような施設は指定要件を満たしていないため指定対象となりません



④ 2階建てで2階の一部、またはすべてに農業用以外のものを置いている農業用施設



・ 2階建てで農業用以外の使用がある場合は、農業専用率に関わらず一律2分の1の面積を指定します

● 農業用施設の具体例

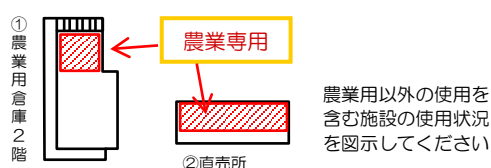
- ① 農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設、畜舎、温室、農産物調整施設、直売所
- ② 農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
種苗貯蔵施設、農機具収納施設、たい肥舎
※農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管は除きます



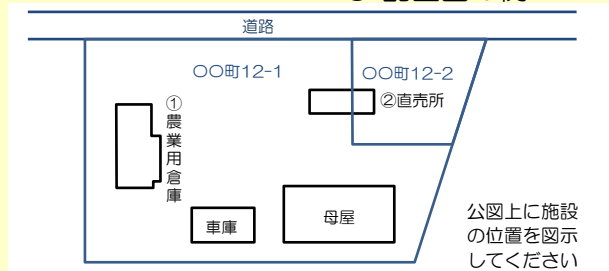
● 提出書類

- ① 特定農業用施設保全事業事前受付票（農協支店に用意してあります）
- ② 固定資産税・都市計画税の課税明細書のコピー
- ③ 施設用地の土地登記簿謄本（法務局でお求めください）
- ④ 施設の建物登記簿謄本〈建物登記されている場合のみ〉（法務局でお求めください）
- ⑤ 施設用地の公図の写し（法務局でお求めください）
- ⑥ 施設の案内図（経済地図と同程度の地図）
- ⑦ 施設の配置図
- ⑧ 施設利用状況平面図（農業用以外の使用を含む施設のみ）
- ⑨ 施設の外観の写真

◎ 施設利用状況平面図の例



◎ 配置図の例



【お問い合わせ先】

<<書類関係>> 農協窓口（横浜農業協同組合、田奈農業協同組合）
 <<制度全般>> 横浜市農地保全課 電話：671-2630 FAX：664-4425
 北部農政事務所 電話：948-2477 FAX：948-2488
 南部農政事務所 電話：866-8492 FAX：862-4351



横浜みどりアップ計画 (新規・拡充) 施策

-平成21～24年度の実績(概要)-

緑は一度失われると回復が困難ですが、これまでの急激な都市化の進展により大きく失われてきており、緑の保全は緊急に取り組まなければならない課題です。

そこで、横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するために、従来進めている横浜みどりアップ計画の施策に加え、新規・拡充施策を策定し、「横浜みどり税」を費用の一部に活用して、平成21年度から25年度までの5か年計画で事業や取組を進めています。

平成21年度～24年度の主な実績をご報告

みどりアップ計画は3本の柱で進めています



樹林地を守る

樹林地の所有者のご協力を頂き、417.5ha(うち24年度は107.6ha)の樹林地の保全制度による指定が新たに進むとともに、樹林地の特性に応じた保全管理計画の策定や維持管理に関する助成が進みました。

「樹林地を守る」事業の4年間累計事業費315.7億円(うちみどり税48億円)



農地を守る

水田約114.4ha(うち24年度は約4.8ha)を保全することで、良好な農景観や都市環境の保全が進みました。また、49.1ha(うち24年度は16.4ha)の農地の長期貸付を開始し、遊休農地の耕作により営農環境が向上しました。

「農地を守る」事業の4年間累計事業費31億円(うちみどり税8.3億円)



緑をつくる

地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区が15地区(うち24年度は3地区)となり、地域でのまちづくりが新たな段階に入りました。また、保育園や小中学校などの身近な施設、延べ123箇所(うち24年度は25箇所)で園庭・校庭を芝生化しました。

「緑をつくる」事業の4年間累計事業費29.9億円(うちみどり税14.7億円)



※このリーフレットの事業費等は、平成21～23年度は決算額、平成24・25年度は予算額

みどりアップ計画は3本の柱で進めています。



樹林地を守る

主な事業
の実績

- 樹林地の指定 ▶ 417.5ha (107.6ha) (特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) ※417.5haは、横浜公園約65個分の面積
- 指定した樹林地の一部を買取 ▶ 105.9ha (45.1ha)
- 樹林地維持管理助成 ▶ 267件 (91件助成)
- 保安全管理計画を策定した市民の森等 ▶ 14箇所 (5箇所)
- 森への関心を高める講座 ▶ 231回実施 (82回実施：参加者6,815人)

※()内は平成24年度に取り組んだ実績を示します。



特別緑地保全地区指定等拡充事業



川和特別緑地保全地区(都筑区)

特別緑地保全地区等に指定し、樹林地の保全を推進



森づくりリーダー等育成事業



新治市民の森(緑区)

森づくりボランティア養成講座を実施



健康の森事業



深谷市民の森(戸塚区)

樹林地保全への関心と理解を深めながら、健康増進を図る健康ツアーなどを各種団体と連携し実施



森の中のプレイパーク事業



環境活動支援センター(保土ヶ谷区)

子どもたちが木とふれあい、遊びを通して森林環境を考える心を育てることの出来るプレイパークを実施



森の恵み塾事業



横浜自然観察の森(栄区)

樹林地の特性をいかした内容の森林教室「森の恵み塾」を開催



間伐材活用クラフト作成事業



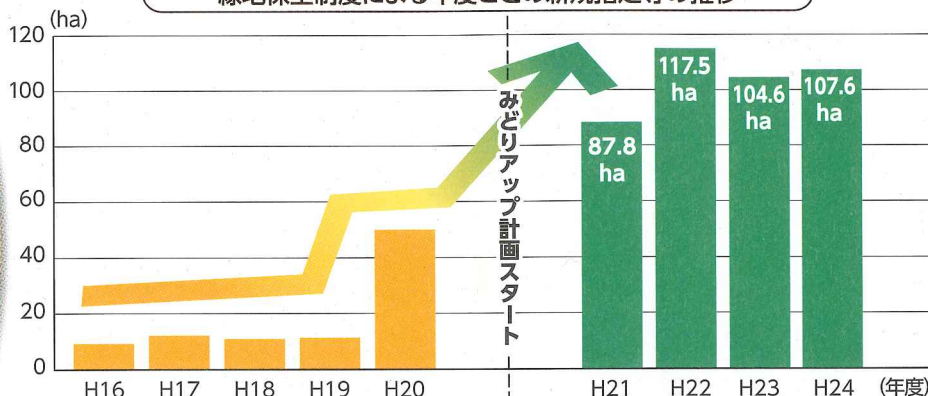
児童遊園地内の間伐材を利用して作成した竹琴(保土ヶ谷区)

間伐材を活用したクラフト作成ワークショップ等を開催

特別緑地保全地区指定等
拡充事業の取組

樹林地の保全が
進んでいます

緑地保全制度による年度ごとの新規指定等の推移



みどりアップ計画前 指定量 約20ha/年
5年間の平均 (H16～20年度)

みどりアップ計画後 指定量 約100ha/年
4年間の平均 (H21～24年度)

5倍以上の
スピード

事業実績の概要



農地を守る

主な事業
の実績

- 水田の保全 ▶ 約114.4ha (約4.8ha)
- 長期貸付を開始した農地 ▶ 49.1ha (16.4ha)
- 収穫体験農園整備に対する助成 ▶ 15.7ha・95箇所 (5.3ha・32箇所)

※()内は平成24年度に取り組んだ実績を示します。



水田保全契約奨励事業



保全対象の水田の様子(港南区)

貯水機能や景観形成など多面的な機能のある水田を保全



農地貸付促進事業



長期貸付された農地(泉区)

市が仲介する農地貸借の期間を長期化し、安定した経営ができるよう支援



集团的農地の維持管理奨励事業



上瀬谷、集团的農地の様子(瀬谷区)

まとまりのある農地を保全し、良好な農景観を維持する団体に対し支援



共同直売所の設置支援事業



マルカート神奈川農産物直売所(神奈川区)

市民が身近で地場農産物を購入できるように、共同直売所の整備に対し支援



収穫体験農園の開設支援事業



整備支援されたイチゴ園(泉区)

果物のもぎ取りや野菜の収穫等、市民が地産地消を体験できる収穫体験農園の整備に対し支援



農園付公園整備事業



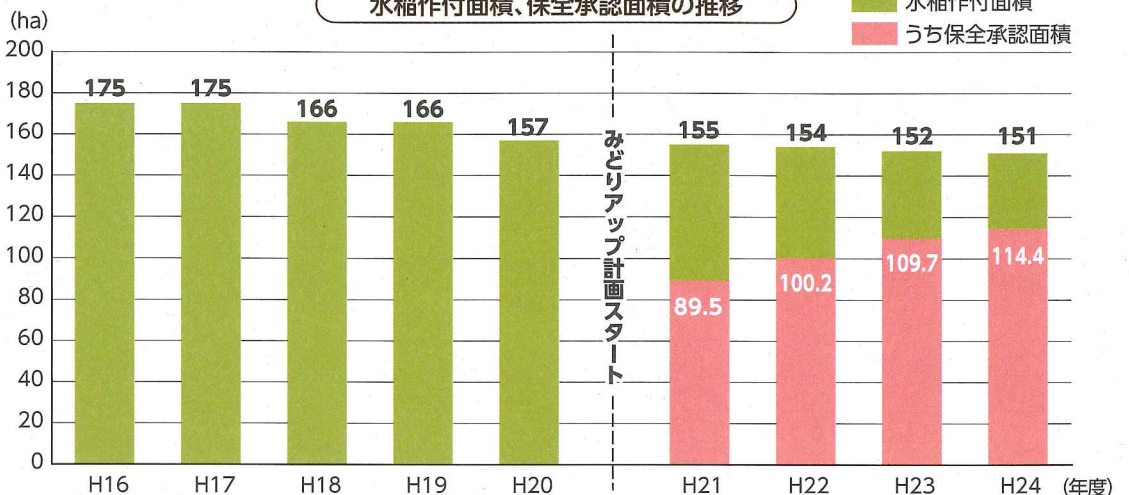
南本宿第三公園(旭区)

継続耕作の困難な農地等を、農的な施設を主とした都市公園として整備

水田保全契約奨励事業

水田の保全が進んでいます

水稲作付面積、保全承認面積の推移





緑をつくる

主な事業 の実績

- 地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区
 - ▶ 15地区(3地区)
- 園庭・校庭の芝生化
 - ▶ 延べ123箇所(25箇所)
- 屋上・壁面緑化への助成 ▶ 52件(12件)

※()内は平成24年度に取り組んだ実績を示します。

名木古木保存事業



指定された山手町の樹木(中区)

樹齢が概ね100年を超える樹木や
故事・来歴等のある樹木を指定し、
樹木の診断・治療・管理を助成

人生記念樹等生産配布事業



記念樹等生産配布事業の様子(鶴見区)

人生の節目の記念日等に希望され
た市民に苗木を無料で配布

地域緑のまちづくり事業



平楽地区(南区)

地域の方々为主体となり、地域に
ふさわしい緑化を計画し実施

屋上緑化助成事業



民間ビルの屋上緑化(港北区)

市街化区域の建築物の屋上または
壁面の緑化に助成

建築物緑化保全契約の締結



緑化保全契約を締結した個火宅(金沢区)

基準以上の緑化をしている500㎡
以上の建築物敷地について、緑化
率に応じて固定資産税等を減免

保育園・幼稚園芝生化助成事業



芝生化された園庭の様子(磯子区)

民間の保育園・幼稚園の園庭芝生
化に助成

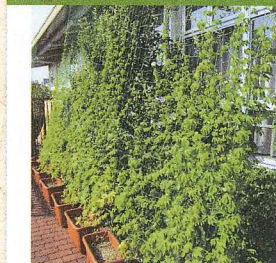
生垣設置事業



新たに設置された生垣(青葉区)

ブロック塀の撤去に伴う生垣の設
置に助成

公共施設緑化事業



平沼集会所(西区)

区役所、地区センター等の市民利
用施設、道路などの緑化を推進

※写真は主に平成24年度の取組です。

平成25年3月末時点で、**1万800件**の登録を頂いています。

一人ひとりの取組を大きなみどりアップにつなげるため、
「みどりアップ」しています! 宣言に登録しませんか?

「自然に触れるイベントに参加」「横浜産農産物を積極的に購入」「身近な所で緑や花を育てる」
など一人ひとりの取組をメッセージや写真とともに登録してください。

**ご登録
いただく** 代表的なメッセージ・イニシャルなどをホームページで紹介、メール
マガジンの受信や抽選でプレゼントがあたるなど特典があります。

登録期間 平成22年10月から平成26年3月末まで

★パソコンから登録の方



みどりアップ宣言登録 検索

URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/sengen/>



★携帯電話から
登録の方



「横浜みどりアップ計画」の
取組については、環境創造局の
ホームページをご覧ください。

横浜みどりアップ計画 検索

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori-up/midori-up-plan/>

横浜みどり税

緑の保全や緑化の施策を継続して実施していくためには、多くの費用が必要です。平成21年度から「横浜みどり税」を市民の皆さまにご負担いただき、安定的な財源として事業費の一部に活用して、不測の事態による樹林地の買取り希望への対応や市街地の緑化等を進めています。



★ 課税方式

- 個人…市民税の均等割に年間900円を上乗せ※1
 - 法人…市民税の年間均等割の9%相当額を上乗せ※2
- ※1 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く。
 ※2 法人税割が課税されない法人を除く。

★ 実施期間

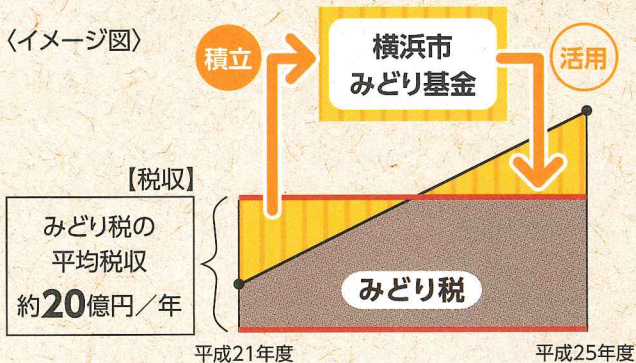
- 個人…平成21年度課税分から25年度課税分まで
- 法人…平成21年4月1日から26年3月31日の間に開始する事業年度分

みどり税の税収と 横浜市みどり基金の関係

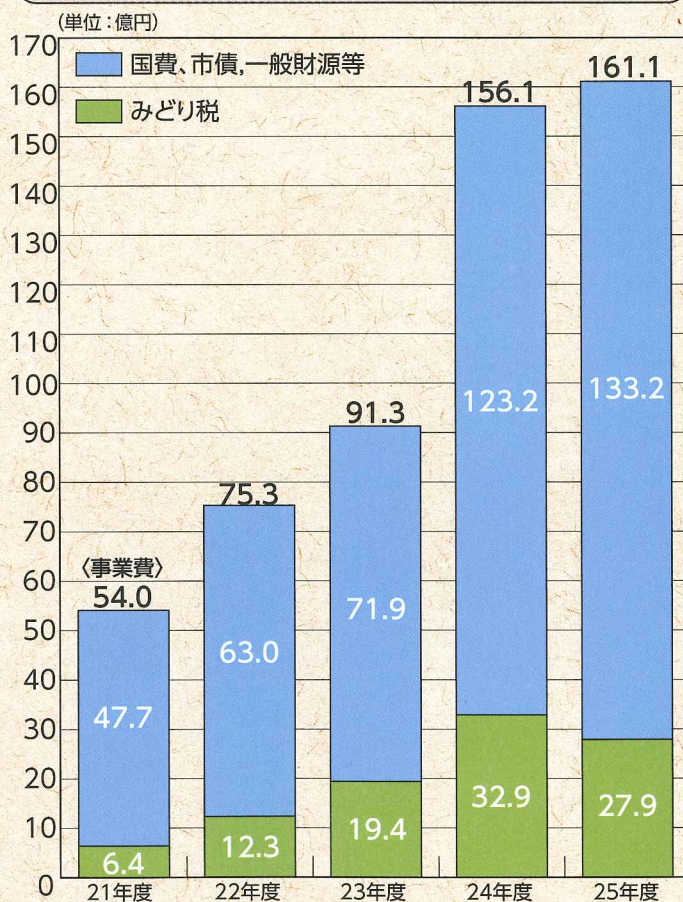
「みどり税」の使い方をわかりやすくするとともに、年度間の財源調整を図るため、「みどり税」の税収相当額を「横浜市みどり基金」に積み立て、管理しています。

税収に対して買取り等の事業費が少ない計画前半に基金を積み立て、事業費が税収を上回る計画後半に積み立てた基金を活用することで年度間の財源調整を図っています。

〈イメージ図〉



平成21～25年度の事業費(うちみどり税等)の推移



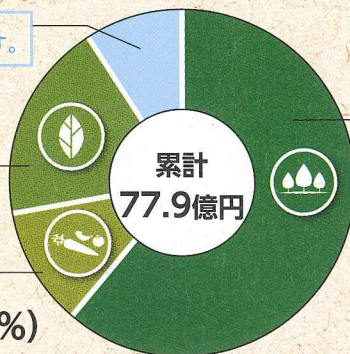
みどり税の使い方(平成21～24年度累計)

基金の積立 ※平成25年度に活用します。

6.9億円(8%)

緑をつくる 14.7億円(19%)

農地を守る 8.3億円(11%)



樹林地を守る 48億円(62%)

※事業の詳細は中面をご覧ください

平成26年度以降の取組についても検討を進めています!

「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」は平成25年度までの計画ですが、緑の保全や創造には継続的に取り組むことが重要です。そこで本市では、これまでの取組の実績や課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、**これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)**をまとめました。この素案に対して4月に市民意見募集を行い、寄せられたご意見などをもとに、平成26年度以降の取組内容の検討を進めています。

横浜みどりアップ計画
(新規・拡充施策)
[平成21-25年度]

このリーフレットで
実績を
ご報告しています

これからの緑の取組
[平成26-30年度]

現在、検討を
進めています

これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)の概要

取組の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ▶ 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ▶ 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ▶ 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



取組の柱
1

**市民とともに
次世代につなぐ
森を育む**

森(樹林地)の多様な役割に配慮しながら、緑のつながりの拠点となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全された森を市民や事業者の皆さまとともに育み、次世代に継承します。

5か年の主な取組

- 樹林地500ha※を新たに保全
※横浜公園約80個分!
- 生物多様性・安全性に配慮した森づくり
- 森に関わるイベント開催180回



取組の柱
2

**市民が身近に
農を感じる場を
つくる**

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民の皆さまと農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の主な取組

- 水田を125ha保全
- 市民が楽しめる農園を25.8ha開設
- 市民や企業と連携した地産地消の展開



取組の柱
3

**市民が
実感できる
緑をつくる**

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組めます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の皆さまの取組を支援します。

5か年の主な取組

- 民有地における緑化の助成65件
- 市民協働による緑のまちづくり49地区
- 都心臨海部での緑や花による賑わい創出



この3つの取組と合わせ、効果的な広報の展開に取り組めます。

★**これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)**は、次の場所で閲覧できます

- ★各区役所広報相談係
- ★市民情報センター(市庁舎1階)
- ★環境創造局政策課
- ★環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori/>

問合せ

- ◆「横浜みどりアップ計画」(新規・拡充施策)について ▶ 環境創造局みどりアップ推進課 TEL:045(671)2712 FAX:045(224)6627
- ◆「これからの緑の取組[平成26-30年度]」について ▶ 環境創造局政策課 TEL:045(671)4214 FAX:045(641)3490
- ◆「横浜みどり税」について ▶ 各区役所税務課又は財政局税務課 財政局税務課 TEL:045(671)2253 FAX:045(641)2775

これからの緑の取組 [平成26-30年度] (素案) について 市民の皆様のご意見を募集します

募集期間 平成25年4月5日(金)～5月7日(火)

これまでの取組

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に豊かな緑の環境があります。この緑の環境を後世に引き継いでいくため、本市では平成21年度から「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」に基づく取組を、市民の皆様とともに進めてきました。この計画には、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの柱があり、費用の一部に市民の皆様にご負担いただいている横浜みどり税を活用しています。

これからの緑の取組

「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」は平成25年度までの計画ですが、緑の保全や創造には継続的に取り組むことが重要です。そこで本市では、これまでの成果や課題、市民意識調査や土地所有者意識調査の結果などを踏まえ、**これからの緑の取組 [平成26-30年度] (素案)** をまとめました。この素案について市民の皆様からいただくご意見を、取組に生かしていきます。

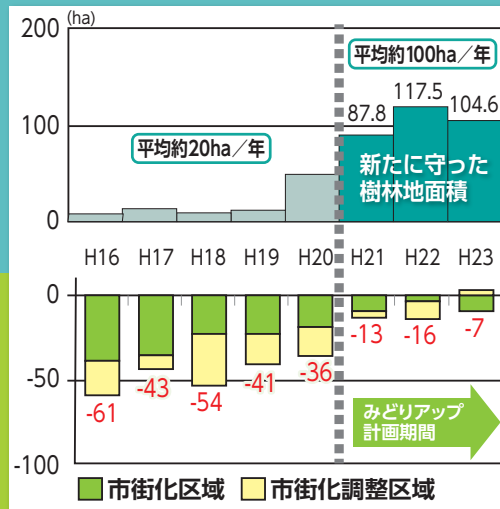


横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の主な成果<平成21～23年度>

横浜みどり税も活用し、緑を守り・つくり・育む取組が進んでいます

守られた樹林地面積の推移

H21～23実績:310ha
H25までの目標:1,119ha



計画開始前の約5倍のスピードで守りました
約20ha/年 → 約100ha/年

これまで守った樹林地の一部を買取:61ha (H21～23実績)

樹林地の減少傾向が鈍化!

樹林地の減少傾向の推移

(固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値)

樹林地を守る 取組

新たに310haの樹林地を守り、樹林地の減少傾向が鈍化

横浜公園 約50個分!

その他の取組

- 市民協働による緑地維持管理事業 9か所で実施
- 森の楽しみづくり事業 森の恵み塾149回開催 など全14事業

農地を守る 取組

110haの水田を保全

その他の取組

- 収穫体験農園の開設 支援事業 63か所で支援
- 農地流動化促進事業 新規の農地貸借15.6ha など全20事業

緑をつくる 取組

地域で緑を育む取組を12地区で支援

その他の取組

- 校庭・園庭98か所を芝生化
- 民有地緑化助成事業 屋上緑化助成40件 など全8事業

これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)の特徴

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)で成果の出ている取組を継続・発展させます

- ・樹林地や農地など、緑を守る取組を継続して進め、緑の減少に歯止めをかけます。
- ・森の維持管理や地域での緑の創出など、市民や事業者の皆様と進めている協働の取組を充実させます。



市民と農の関わりを深める取組を展開します

- ・「農にふれたい」という声に応え、様々なニーズに合わせた農園の開設や、地産地消を広げる取組を進めます。



市民が「実感できる」緑を創出します

- ・街の賑わいや魅力創出のため、多くの市民や観光客が訪れる都心臨海部を緑や花で彩ります。
- ・市民に身近な、学校や区役所などの公共施設で率先して緑を創出します。
- ・緑を創出する市民や事業者の皆様の取組を支援します。



公園で、新たな取組を始めます

- ・公園内のまとまった森で、生物多様性などに配慮した維持管理を行います。
- ・緑の少ない都心部など多くの市民の目にふれる場所で、国や市などが持っている土地の利用形態が変更になる機会に用地を確保し、緑豊かな公園を整備します。

これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)の総事業費は約500億円です

- ・総事業費は、平成21～23年度までの取組の実績などをもとに、概ねの費用を算出しました。
- ・平成26～30年度の事業量は、市民意見募集の結果などを踏まえて検討していきます。
- ・横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)[平成21-25年度]の当回事業費は、約600億円(※)です。

※平成21年4月時点。財源の内訳は国費、市債、市税など

これまでの経緯と今後のスケジュール

平成21年4月 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)開始
横浜みどり税条例施行

平成24年6月
横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)3か年の事業・取組の評価・検証

平成24年7～8月
横浜の緑に関する市民意識調査、土地所有者意識調査

平成24年12月
横浜市環境創造審議会から「緑施策の重点取組について」答申

平成25年3月 これからの緑の取組(素案)[平成26-30年度]策定

市民意見募集

平成26年3月(予定) これからの緑の取組[平成26-30年度]策定
4月(予定) これからの緑の取組[平成26-30年度]スタート

横浜市水と緑の基本計画(平成18～37年度)

◆重点的な取組

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)[平成21-25年度]

これからの緑の取組[平成26-30年度]

このパンフレットはこの取組の「素案」概要です

横浜市水と緑の基本計画とは？

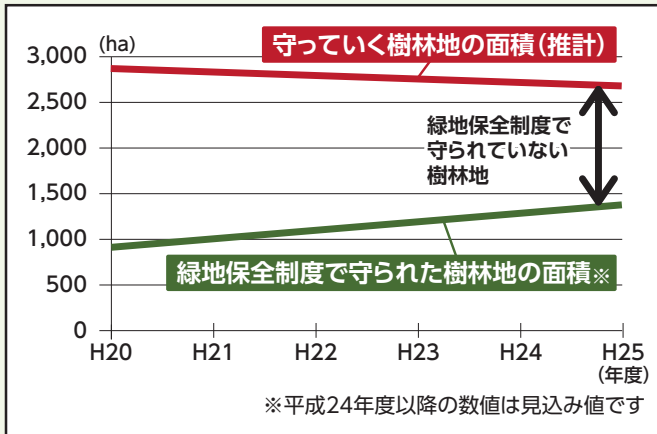
横浜らしい水・緑環境の実現を目指し、取り組むべき内容をまとめた計画です(都市緑地法に基づく)。そのうち、特に重点を置いて取り組む内容をまとめたのが「これからの緑の取組[平成26-30年度](素案)」です。



横浜の緑の課題

課題① 樹林地の減少傾向は鈍化していますが、緑を守る取組は、まだ必要です

平成23年度までの取組により、樹林地の減少傾向は鈍化しています。しかし、樹林地の多くは民有地で、緑地保全制度(下欄参照)により守られていない樹林地が多くあることから、今後、これらが失われる可能性があります。



▲守っていく樹林地の面積と制度で守られた樹林地面積の推移

課題② 緑の「質」を高める必要性が高まっています

生物多様性の保全が求められています。また、街の賑わいや魅力づくりにつながる緑の創出も必要です。緑に期待される多様な役割が発揮されるような環境を整えていく必要があります。



写真左:手入れがされていない森
写真右:森の維持管理の様子

▶豊かな緑を身近に感じることができ、賑わいのある空間

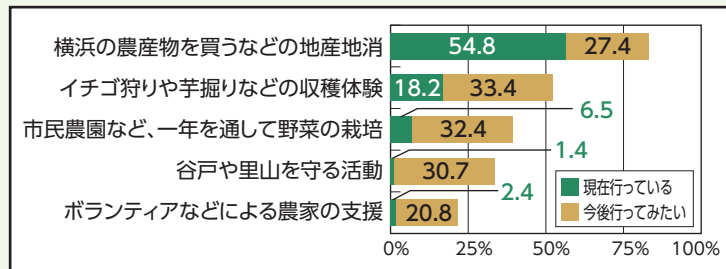


課題③ 「緑と関わりたい」と考える市民が増えています

「農」とのふれあいなど、自然や緑と関わりながら暮らしたいと考える市民が増えています。地域で緑を育むことは、コミュニティ醸成にもつながります。市民が緑に関わる機会を増やすことが求められています。



▲地域で緑を育む活動



▲市民が「農」に関して、現在行っていること、今後行ってみたいこと (横浜の緑に関する市民意識調査:平成24年7月)

緑地保全制度とは？

樹林地をお持ちの方と市との保全契約などにより、樹林地を守る制度です。市は、樹林地をお持ちの方と相談し、保全する場所を指定します。

緑地保全制度にはいくつかの種類があり、相続などの場合に、市が買取希望に対応する制度もあります。

【法に基づく制度】

特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区

【条例に基づく制度】

市民の森、緑地保存地区、源流の森保存地区など

代表的な制度の特徴

土地をお持ちの方の負担を軽減しながら樹林地を守ります。

市民の森

所有者のご協力のもと、緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。この制度に指定されると、固定資産税の減免などを受けられます。

特別緑地保全地区

まとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。この制度に指定されると、相続税が評価減となるなどの優遇があります。



緑とともにある暮らしの豊かさを次世代に引き継ぐため、これからの緑の取組[平成26-30年度]では、これまでの取組の成果や横浜の緑の課題を踏まえて、取組の理念と目標を次のように定め、市民や事業者の皆様とも連携しながら、その実現を目指します。

取組の理念：みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5
か
年
の
目
標

緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度の指定により保全される樹林地が増加、水田の保全面積が増加、市街地で緑を創出する取組が進展 など

地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など生物多様性に配慮した取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者の皆様が緑に関わる機会が増加 など



取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のつながりの拠点となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全された森を市民や事業者の皆様とともに育み、次世代に継承します。

5か年の
主な取組

- ・樹林地 500ha を新たに保全
- ・生物多様性・安全性に配慮した森づくり
- ・森に関わるイベント開催 180回

横浜公園
約80個分!



三保・新治地区のまとまりのある森

取
組
一
覧

施策1 樹林地の確実な保全の推進

①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

- ・樹林地500haを、緑地保全制度により新たに指定して保全
- ・所有者の相続などの場合に、市が樹林地を買取り(108haを想定)
- ・保全した樹林地を対象に、散策路などを整備

施策2 良好な森を育成する取組の推進

②生物多様性・安全性に配慮した森づくり

- ・生物多様性や安全性に配慮し、森づくりガイドライン等を活用した樹林地(市民の森や都市公園内のまとまった森)の維持管理を推進
- ・緑地保全制度により指定した樹林地(民有地)の維持管理作業を支援
- ・防災性や安全性向上のため、生物多様性にも配慮した法面整備を実施

③森を育む人材の育成

- ・森づくりに取り組む団体やボランティアの活動を支援

施策3 森と市民とをつなげる取組を推進

④市民が森に関わるきっかけづくり

- ・森に関わるきっかけとなるイベントを180回開催
- ・市民の森のマップを作成・配布
- ・市民が森について理解を深められるよう、ウェルカムセンター5館を運営



森づくりボランティアによる活動



森に関わるイベント



効果的な広報の展開

取組の内容を、様々な手法を用いて市民の皆様にお知らせするとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけを提供します。

効果的な広報の展開

- ・広報よこはまや、ソーシャルメディアなど多様な媒体を活用した広報を展開



取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民の皆様と農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の
主な取組

- ・水田を125ha保全
- ・市民が楽しめる農園を25.8ha開設
- ・市民や企業と連携した地産地消の展開



谷戸の農景観



気軽に楽しめる収穫体験



はまふうどコンシェルジュの育成講座

取組
一
覧

施策1 農に親しむ取組の推進

①良好な農景観の保全

- ・10年間の作付継続を条件に奨励金を交付し、水田を125ha保全
- ・農地の周りへの花木の植栽など、農景観を良好に維持する取組を支援
- ・市の仲介などにより、多様な主体による農地の利用を促進(80ha)

②農とふれあう場づくり

- ・収穫体験ができる農園など様々な市民ニーズに合わせた農園を25.8ha開設
- ・横浜ふるさと村や恵みの里で農体験教室などを500回開催

施策2 地産地消の推進

③身近に感じる地産地消の推進

- ・直売所や農産物加工所52か所の整備支援や、情報誌等で地産地消の取組をPR

④市民や企業と連携した地産地消の展開

- ・地産地消を広げる人材(はまふうどコンシェルジュ)の育成、活動の支援(100件)
- ・企業等と連携した地産地消の取組50件を実施



取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組めます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の皆様の取組を支援します。

5か年の
主な取組

- ・民有地における緑化の助成65件
- ・市民協働による緑のまちづくり49地区
- ・都心臨海部での緑や花による賑わい創出



季節ごとに美しい景観をつくる街路樹



賑わう緑の空間



華やぎのある緑と花の空間

取組
一
覧

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

①民有地での緑の創出

- ・緑化の助成65件、人生記念樹40,000本の配布などにより民有地で緑を創出

②公共施設・公有地での緑の創出

- ・公共施設・公有地58か所で率先して緑を創出するほか、各区の代表的な街路樹を良好に育む取組を推進

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

③市民協働による緑のまちづくり

- ・住宅地、オフィス街など49地区で、地域にふさわしい緑を創出

④子どもを育む空間での緑の創出

- ・保育園、幼稚園、小中学校合わせて100か所で芝生や花壇などの緑を創出

⑤緑や花による魅力・賑わいの創出

- ・都心臨海部において、緑と花による魅力づくりを集中的に展開

ご意見の提出方法

募集期間 平成25年4月5日(金)～5月7日(火)



郵送

このパンフレットに付属しているハガキにご記入いただき、5月7日までに郵便ポストにご投函ください。切手は不要です。



FAX FAX番号: 045-641-3490

付属のハガキに記載されている項目についてのご意見と、あなたの情報(お住まいの市・区、年齢、性別)についてお書きいただき、上の番号あてにお送りください。



Eメール 宛先: ks-mimiplan@city.yokohama.jp

付属のハガキに記載されている項目についてのご意見と、あなたの情報(お住まいの市・区、年齢、性別)についてお書きいただき、件名に「素案への意見」と明記してお送りください。

これからの緑の取組 [平成26-30年度] (素案)は次の場所で閲覧できます

- ①各区役所の広報相談係
- ②市民情報センター(市庁舎1階)
- ③環境創造局政策課
- ④環境創造局のウェブサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/>

素案策定までの経緯については、環境創造局のウェブサイトで公開しています

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/green/> →市民意見募集のページへ

- 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)
- 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)3か年の事業・取組の評価・検証
- 横浜市環境創造審議会からの答申『緑施策の重点取組について』
- 横浜の緑に関する市民意識調査・土地所有者意識調査の結果



横浜みどり税とは

緑の保全・創造に継続的に取り組むための安定的な財源として、平成21年度から「横浜みどり税」を市民の皆様にご負担いただいています。横浜みどり税は、平成21～25年度までの計画である「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の費用の一部に活用しています。

横浜みどり税の使い道は?

- 相続の場合などに対応した公有地化など、樹林地・農地の保全
- 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進
- 樹林地の維持管理の充実による緑の質の向上
- ボランティアなど市民参画の促進につながる事業
- 相続などの場合に対応した公有地化など、樹林地・農地の保全 など

税額について

<個人>

市民税の均等割に年間900円(月額にすると75円)を上乗せ(平成25年度課税分まで)

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除きます。

<法人>

市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ(平成21年4月1日～平成26年3月31日の間に開始する事業年度分)

※ただし、法人税割が課税されない場合には、「横浜みどり税」の対象となりません。

お問合せ

横浜市 環境創造局 政策調整部 政策課 みどり政策調整担当(関内中央ビル6階)
電話:045-671-4214 FAX:045-641-3490 Email:ks-mimiplan@city.yokohama.jp
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

